

定期調査報告対象建築物等一覧表

用途	※① 報告が必要となる規模等	※② 建物の所在する区域	※③ 報告の時期																											
			平成23年				平成24年				平成25年				平成26年				平成27年				平成28年							
			1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月				
(1) 百貨店、マーケット、展示場、物販店舗、キャバレー、バー、舞踏場、遊戯場、公衆浴場、飲食店等	A ≥ 1,000㎡ (2階以上に当該用途を有するものに限り)	仙台市 塩釜市 石巻市	○				○				◎				○				○				○				◎			
(2) 劇場 映画館 演芸場	A ≥ 200㎡ (避難階以外の階で客席が200㎡以上のもの)	仙台市 塩釜市 石巻市			○				○				○				○				○				○				○	
(3) 観覧場(屋外観覧場を除く) 公会堂 集会場	A ≥ 200㎡ (避難階以外の階で客席が200㎡以上のもの)	仙台市 塩釜市 石巻市			○				○				○				○				○				○				○	
(4) 旅館 ホテル	A ≥ 300㎡ 又は F ≥ 3階	仙台市 塩釜市 石巻市	◎				○				○				○				○				○				○			
(5) 病院 診療所(患者の収容施設のあるものに限り)	A ≥ 300㎡ 又は F ≥ 3階	仙台市 塩釜市 石巻市			○				○				○				○				○				○				○	
(6) 共同住宅 寄宿舎 下宿	A ≥ 1,000㎡ (3階以上に当該用途を有するものに限り)	仙台市(α) 仙台市(β) 塩釜市 石巻市	青◎ 泉◎ 宮◎ 若◎ 太◎	青◎ 泉◎ 宮◎ 若◎ 太◎	青◎ 泉◎ 宮◎ 若◎ 太◎	青◎ 泉◎ 宮◎ 若◎ 太◎	青◎ 泉◎ 宮◎ 若◎ 太◎	青◎ 泉◎ 宮◎ 若◎ 太◎	青◎ 泉◎ 宮◎ 若◎ 太◎	青◎ 泉◎ 宮◎ 若◎ 太◎	青◎ 泉◎ 宮◎ 若◎ 太◎	青◎ 泉◎ 宮◎ 若◎ 太◎	青◎ 泉◎ 宮◎ 若◎ 太◎	青◎ 泉◎ 宮◎ 若◎ 太◎	青◎ 泉◎ 宮◎ 若◎ 太◎	青◎ 泉◎ 宮◎ 若◎ 太◎	青◎ 泉◎ 宮◎ 若◎ 太◎	青◎ 泉◎ 宮◎ 若◎ 太◎	青◎ 泉◎ 宮◎ 若◎ 太◎	青◎ 泉◎ 宮◎ 若◎ 太◎	青◎ 泉◎ 宮◎ 若◎ 太◎	青◎ 泉◎ 宮◎ 若◎ 太◎	青◎ 泉◎ 宮◎ 若◎ 太◎	青◎ 泉◎ 宮◎ 若◎ 太◎	青◎ 泉◎ 宮◎ 若◎ 太◎	青◎ 泉◎ 宮◎ 若◎ 太◎	青◎ 泉◎ 宮◎ 若◎ 太◎	青◎ 泉◎ 宮◎ 若◎ 太◎		
(7) 児童福祉施設等 ※④	A ≥ 300㎡ 又は F ≥ 3階	仙台市 塩釜市 石巻市			○				○				○				○				○				○				○	
(8) 博物館、美術館、体育館、図書館、ボーリング場、スケート場	A ≥ 2,000㎡ (2階以上に当該用途を有するものに限り)	仙台市 塩釜市 石巻市			○				○				○				○				○				○				○	
(9) 学校 事務所その他これに類するもの	A ≥ 1,000㎡ (5階以上に当該用途を有するものに限り)	仙台市 塩釜市 石巻市			○				○				○				○				○				○				○	
建築設備	・換気設備(中央管理方式の空調設備に限る。) ・排煙設備(排煙機を有する排煙設備に限る。) ・非常用の照明装置(予備電源が、蓄電池別置型、自家発電機型、両者併用型に限る。)		上記の建築物に付帯する設備を、毎年一定の時期に報告する。																											
昇降機 ※⑤	エレベーター、エスカレーター		設置月を基準に、毎年報告する。																											
遊戯施設	ウォーターシュート、コースター等の高架の遊戯施設、メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔等の回転運動をする遊戯施設。																													

【解説】

※① 報告が必要となる規模等

・Aは、建物の全階数において、その用途に供する部分の床面積の合計を示します。

・F ≥ 3階は、3階以上の階で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものを示します。

※② 建物の所在する区域

・仙台市の(α)青は青葉区、泉は泉区、(β)宮は宮城野区、若は若林区、太は太白区の区域を示します。

※③ 報告の時期

◎ 建築物と建築設備の報告時期(同時期)を示します。
○ 建築設備の報告時期を示します。

・新築、改築及び大規模な模様替え等を行い、検査済証の交付を受けたものは、その直後の報告が免除となります。

※④ 児童福祉施設等とは、

児童福祉施設、助産所、身体障害者更生援護施設、保護施設、婦人保護施設、知的障害者援護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設をいいます。

※⑤ 昇降機

・昇降機において、一戸建等の個人住宅に設置されたものは除かれます。

・エレベーターについては、労働安全衛生法の性能検査を受けなければならないものは除かれます。

あなたの建物に、このような箇所はありませんか。

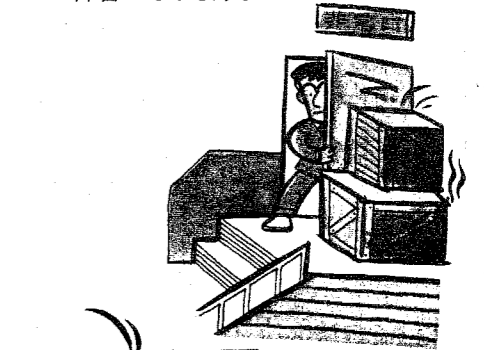
☆ 建物の機能が低下していませんか

※外壁や看板などの落下の恐れや手すりの腐食など建物の機能が低下していると危険です。



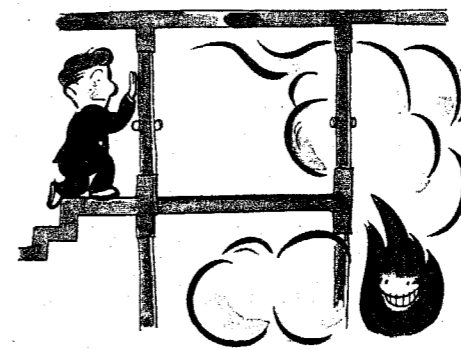
☆ 避難通路に物を置いていませんか

※廊下、階段などに物を置くと避難の障害になります。



☆ 防火戸・防火シャッターの自動閉鎖の点検をしましたか

※火災の時、避難通路を確保してくれる防火戸・防火シャッターが“いざ”という時に使用でき、作動してあげなければなりません。



☆ エレベーター・エスカレーターは安全に整備されていますか

※事故があつてからでは遅すぎます。定期的な検査が必要です。



☆ 非常用照明装置、排煙装置等は災害時にきちんと作動するようになっていますか。

